

平成24年7月4日

京都大学総長

松本 紘 殿

## 全学共通教育実施体制等特別委員会

委員長 淡路 敏之

## 全学共通教育実施体制等特別委員会報告

本特別委員会は本学が重視する全学共通教育の今後の実施体制等の検討を目的として、平成23年12月に部局長会議の下に設置され、平成24年7月2日までに6回の審議を行った。その間、第3回までの議論を委員長報告として取りまとめ、平成24年4月の部局長会議において報告を行った。第4回の委員会においては、委員から提案のあった体制について検討し、第5回の委員会では新たな提案も含めてさらに検討を行った結果、別紙に示した審議を経て、以下の点について一定の結論を得た。なお、今後については、本報告が新たな学内組織に係るものであり、大学全体の企画事項と密接な関係にあるため、平成24年6月の部局長会議において設置が了承された「大学改革特別委員会」における検討に委ねることとし、本報告をそこでの共通教育改革にどう反映させるかは総長の判断によるものとする。

- (1) 本学の全学共通教育の一層の適正化を図るため、現在の実施責任体制及び高等教育研究開発推進機構の業務を抜本的に見直し、各研究科等の協力を得て、全学共通教育の企画、調整及び実施等を一元的に所掌する全学責任組織「国際高等教育院(仮称)」を設置する。
- (2) 国際高等教育院(仮称)には、全学共通教育をはじめとした国際高等教育院(仮称)の業務を主務とする専任教員を配置する。
- (3) 国際高等教育院(仮称)の教員原資に関しては、旧教養部の改組に遡って関係教員数を勘案し、総合人間学部及び人間・環境学研究科並びに理学研究科の教員(移籍等分も含む)、及びいわゆる「旧教養部から学部に移った34人」並びに医学部保健学科設置の際に配置された一般教育担当教員等を対象に、適切な調整を図ると共に、特定有期雇用教員等による措置及び全学の理解と協力を得て行う。
- (4) 全学共通教育の適正な企画(運営を含む)及び評価、並びに全学共通教育に係る教員の評価等を行なうため、国際高等教育院(仮称)に専任教員を含めた、「全学共通教育企画評価専門委員会(仮称)」を設置する。
- (5) 全学共通教育の実施は国際高等教育院(仮称)の専任教員等を中心に全学の協力により行うこととし、その際には部局の個別の事情及び文部科学省による「大学改革実行プラン」(平成24年6月5日)でいうところの本学及び各部局のミッションの再定義との関係等を

考慮することとする。

(6)実施体制に関連する事項として、全学共通教育に係る科目の整理と順次性のある体系化を徹底するとともに、負担の見直しを行う。

なお、全学共通教育の充実に関して、国際高等教育院(仮称)の専任教員への学内移籍を促すことが有用であるので、その適切な方策について検討する必要がある。